

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

小規模企業共済制度、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した契約者の皆様に、特例措置を講じておりますので、ご案内いたします。

小規模企業共済制度

(1) 特例緊急経営安定貸付け

〈新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、貸付資格を有するすべてのご契約者様〉

- ① 貸付額 50万円から2,000万円（掛金払込総額の7～9割）
- ② 貸付利率 無利子
- ③ 償還期間 500万円以下は4年、505万円以上は6年
（いずれも据置期間1年を含む）
- ④ 返済方法 据置後、6か月毎の元金均等払い
（初回請求は1年半後）
- ⑤ 利用可能期間 令和2年10月7日お貸付分まで
（状況により、延長を検討します）

(2) 契約者貸付けの延滞利子の減免

〈令和2年4月7日時点で契約者貸付けの残高があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少したご契約者様〉

ご契約者様からのお申し出により、延滞利子を1年間免除することができます。返済期日後1年以内に返済もしくは借換えの手続きをしていただくこととなります。

(3) 掛金の納付期限延長・掛金月額変更

〈新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少したご契約者様〉

- (a) 掛金月額の減額
掛金月額を、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できますので、柔軟に変更することが可能です。
- (b) 掛金の納付期限の延長
ご契約者様からのお申し出により、令和2年11月までの掛金の請求を延長することができます。
※掛金納付の免除ではなく期限の延長です。12月から2か月分の掛金が請求されますので、ご説明時は十分ご注意ください。

(4) 分割共済金受給者の一括支給（繰上支給）対応

〈新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、分割共済金の受給者様〉

受給者様からのお申し出により、分割共済金の一括支給（繰上支給）を請求していただくことができます。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

(1) 共済金の償還（返済）期日の繰下げ

〈償還（返済）中のお客様〉

- お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。
- ※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
 - ※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

〈これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）〉

- お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。
- ※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。
 - ※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

(2) 一時貸付金の返済猶予

〈令和2年4月7日以前に一時貸付金を借りましたご契約者様〉

- 令和2年4月7日以前に一時貸付金を借入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

〈令和2年4月7日以降に一時貸付金を借りましたご契約者様〉

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

(3) 掛金の納付期限の延長等

(a) 掛止めをする

- 掛金総額が掛金月額40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。
- ※掛止め(a)と掛金月額の減額(b)の手続きを同時に行うことができます。
 - ※掛金の掛止め(a)により掛金納付月数が40か月未満となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

(b) 掛金月額を減額する

- 事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。（月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位）

(c) 掛金の納付期限を延長する

- 令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくこととなります（ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください）。

お問い合わせ

共済相談室（コールセンター）

【受付時間】 平日：午前9時～午後6時

Tel：050-5541-7171

小規模企業共済の令和元年度の加入実績は104,004件（前年度99,197件）でした。
主な取扱い機関をご紹介します。

RANK	名称	件数
■都市銀行・信託銀行		
1	三菱UFJ	4,177
2	三井住友	2,816
3	みずほ	2,484
4	りそな	984
5	埼玉りそな	555

RANK	名称	件数
■商工組合中央金庫		
1	商工組合中央金庫	17

RANK	名称	件数
■地方銀行		
1	神奈川 横浜	570
2	青森 青森	503
3	千葉 千葉	441
4	福岡 福岡	409
5	岡山 中国	381
6	福岡 西日本シティ	368
7	広島 広島	366
8	京都 京都	349
9	大阪 池田泉州	335
10	大阪 関西みらい	306
11	岐阜 大垣共立	286
12	静岡 静岡	284
13	滋賀 滋賀	258
14	宮城 七十七	247
	群馬 群馬	247

RANK	名称	件数
■第二地方銀行		
1	北海道 北洋	332
2	栃木 栃木	282
3	愛媛 愛媛	225
4	愛知 名古屋	221
5	千葉 京葉	190
6	徳島 徳島大正	178
7	愛知 愛知	169
	岡山 トマト	169
9	兵庫 みなと	117
10	広島 もみじ	112
11	群馬 東和	106
12	三重 第三	96
13	愛知 中京	93
14	熊本 熊本	64
15	宮城 仙台	55

RANK	名称	件数
■信用金庫		
1	鹿児島 鹿児島相互	1,589
2	鹿児島 鹿児島	1,480
3	埼玉 埼玉縣	1,255
4	熊本 熊本第一	1,205
5	東京 城北	1,071
6	東京 東京東	1,070
7	大阪 北おおさか	995
8	宮崎 宮崎第一	620
9	神奈川 川崎	546
10	静岡 静岡	512
11	福岡 大牟田柳川	460
12	愛知 西尾	397
13	大阪 永和	383
14	大阪 大阪	321
15	京都 京都中央	313

RANK	名称	件数
■信用組合		
1	鹿児島 奄美	756
2	栃木 那須	408
3	北海道 札幌中央	385
4	新潟 協栄	378
5	茨城 茨城県	377
6	熊本 熊本県	363
7	新潟 はばたき	278
8	埼玉 埼玉	224
9	広島 広島市	127
10	新潟 三條	107
11	東京 大東京	93
12	大阪 のぞみ	76
13	鹿児島 鹿児島興業	74
14	兵庫 兵庫県	62
15	岐阜 岐阜商工	56

RANK	名称	件数
■農業協同組合		
1	兵庫 兵庫六甲農協	46
	愛知 なごや農協	46
3	神奈川 横浜農協	41
4	神奈川 セレサ川崎農協	35
5	愛知 尾張中央農協	33
6	大阪 北河内農業協同組合	32
7	北海道 きたみらい農協	31
8	愛知 あいち知多農協	26
	広島 広島市農協	26
10	北海道 美瑛町農協	25

RANK	名称	件数
■商工会		
1	兵庫 丹波市商工会	81
2	福岡 糸島市商工会	42
3	福岡 宗像市商工会	39
4	静岡 磐田市商工会	35
	沖縄 うるま市商工会	35
6	山梨 北社市商工会	34
7	山梨 都留市商工会	33
	長崎 南島原市商工会	33
	山梨 甲斐市商工会	32
9	静岡 浜北商工会	32
	岡山 赤磐商工会	32
	香川 三豊市商工会	32
13	北海道 あさひかわ商工会	31
	京都 京丹後市商工会	31
15	茨城 つくば市商工会	30
	福岡 飯塚市商工会	30
	長崎 雲仙市商工会	30

RANK	名称	件数
■商工会議所		
1	大阪 大阪商工会議所	179
2	福岡 北九州商工会議所	148
3	東京 東京商工会議所	113
4	兵庫 神戸商工会議所	111
5	千葉 松戸商工会議所	107
6	北海道 札幌商工会議所	77
7	愛知 名古屋商工会議所	69
8	静岡 静岡商工会議所	66
9	静岡 浜松商工会議所	63
10	石川 小松商工会議所	61
11	岡山 岡山商工会議所	59
12	神奈川 川崎商工会議所	58
13	福岡 久留米商工会議所	55
14	愛知 豊田商工会議所	53
	香川 高松商工会議所	53

RANK	名称	件数
■税理士協同組合		
1	大阪 大阪・奈良税理士協同組合	2,060
2	東京 東京税理士協同組合	1,854
3	福岡 九州北部税理士協同組合	1,165
4	広島 中国税理士協同組合	937
5	愛知 名古屋税理士協同組合	878
6	京都 京都税理士協同組合	650
7	熊本 南九州税理士協同組合	544
8	兵庫 神戸税理士協同組合	414
9	神奈川 東京地方税理士協同組合	350
10	愛知 東海税理士協同組合	304
11	北海道 北海道税理士協同組合	292
12	埼玉 埼玉県税理士協同組合	273
13	兵庫 兵庫県西税理士協同組合	262
14	千葉 千葉県税理士協同組合	251
15	茨城 茨城県税理士協同組合	215

RANK	名称	件数
■青色申告会		
1	神奈川 公益社団法人小田原青色申告会	216
2	東京 一般社団法人東村山青色申告会	135
3	東京 一般社団法人武蔵野青色申告会	129
4	東京 一般社団法人八王子青色申告会	126
5	熊本 一般社団法人熊本中央青色申告会	116
6	三重 伊勢青色申告会	110
7	東京 公益社団法人武蔵府中青色申告会	93
8	静岡 一般社団法人富士青色申告会	90
9	神奈川 一般社団法人湘南青色申告会	84
10	神奈川 川崎北青色申告会	82
11	愛知 一般社団法人中川青色申告会	73
12	沖縄 一般社団法人北那覇青色申告会	72
13	東京 一般社団法人立川青色申告会	70
14	東京 一般社団法人青梅青色申告会	69
15	東京 一般社団法人町田青色申告会	67

RANK	名称	件数
■その他		
1	東京 T K C企業共済会	12,744
2	東京 全国社会保険労務士会連合会	240
3	大阪 ティグレ連合会	182
4	東京 一般社団法人日本建設組合連合	122
5	大阪 大阪府建設組合	112
6	東京 東京都個人タクシー協同組合	96
7	福井 福井合同福祉協同組合	61
8	栃木 両毛ヤクルト販売共済会	47
9	大阪 大阪府医師協同組合	46
10	東京 協同組合ディーディーケー	41
11	東京 一般社団法人DCマイスター協会	34
12	大阪 大阪読売新聞販売事業協同組合	32
	神奈川 協同組合神奈川土産経営計算センター	31
13	大阪 一般社団法人関西電気管理技術者協会	31
	香川 一般社団法人香川県中小企業退職金共済会	31
	福岡 一般社団法人福岡県歯科医師会	31

*令和元年度より加入件数は、新規のみです。

経営セーフティ共済の令和元年度の加入実績は53,552件（前年度52,117件）でした。
主な取扱い機関をご紹介します。

RANK	名称	件数
■都市銀行		
1	三菱UFJ	1,636
2	三井住友	1,261
3	みずほ	1,157
4	りそな	585
5	埼玉りそな	244

RANK	名称	件数
■商工組合中央金庫		
1	商工組合中央金庫	135

RANK	名称	件数
■地方銀行		
1	千葉 千葉	332
2	神奈川 横浜	295
3	広島 広島	276
4	東京 きらぼし	245
5	福岡 福岡	205
6	岐阜 大垣共立	200
7	岡山 中国	196
8	大阪 関西みらい	195
9	福岡 西日本シティ	192
10	京都 京都	186
11	宮城 七十七	183
12	静岡 静岡	177
13	石川 北國	168
14	埼玉 武蔵野	167
15	富山 北陸	162
	大阪 池田泉州	162

RANK	名称	件数
■第二地方銀行		
1	北海道 北洋	267
2	愛媛 愛媛	202
3	愛知 名古屋	165
4	栃木 栃木	147
5	千葉 千葉	137
6	愛知 愛知	122
7	岡山 トマト	120
8	東京 東日本	92
9	広島 もみじ	89
10	愛知 中京	87
11	徳島 徳島大正	85
12	三重 第三	77
	兵庫 みなと	77
14	熊本 熊本	66
15	香川 香川	58

RANK	名称	件数
■信用金庫		
1	東京 城北	1,012
2	大阪 大阪	465
3	兵庫 日新	315
4	大阪 大阪シティ	304
5	東京 東京東	294
6	埼玉 飯能	268
7	神奈川 川崎	243
8	大阪 永和	238
9	東京 西武	222
10	神奈川 横浜	208

RANK	名称	件数
11	京都 京都中央	204
12	東京 朝日	203
	東京 多摩	203
14	兵庫 尼崎	199
15	埼玉 埼玉縣	195

RANK	名称	件数
■信用組合		
1	大阪 のぞみ	50
2	兵庫 兵庫県	45
3	岐阜 岐阜商工	32
4	東京 大東京	26
5	茨城 茨城県	23
6	東京 第一勧業	22
7	大分 大分県	18
8	滋賀 滋賀県	17
9	長野 長野県	16
10	北海道 北央	15
	広島 広島市	15
12	兵庫 淡陽	14
13	鹿児島 鹿児島興業	13
14	山梨 都留	11
	愛知 愛知県中央	11

RANK	名称	件数
■商工会		
1	沖縄 うるま市商工会	20
2	沖縄 宜野湾市商工会	15
3	沖縄 北谷町商工会	14
4	静岡 浜名商工会	12
5	宮城 みやぎ仙台商工会	11
	福岡 宗像市商工会	11
7	兵庫 丹波市商工会	10
	香川 三豊市商工会	10
	長崎 南島原市商工会	10
	秋田 よこて市商工会	9
	神奈川 逗子市商工会	9
	長野 川上村商工会	9
	愛知 一色町商工会	9
10	福岡 粕屋町商工会	9
	熊本 熊本市託麻商工会	9
	宮崎 えびの市商工会	9
	沖縄 名護市商工会	9
	沖縄 石垣市商工会	9
	沖縄 豊見城市商工会	9

RANK	名称	件数
■商工会議所		
1	東京 東京商工会議所	125
2	大阪 大阪商工会議所	110
3	福岡 北九州商工会議所	46
4	兵庫 神戸商工会議所	43
5	沖縄 沖縄商工会議所	41
6	沖縄 那覇商工会議所	37
7	千葉 松戸商工会議所	32
8	神奈川 川崎商工会議所	28
9	北海道 札幌商工会議所	27
10	愛知 名古屋商工会議所	26
	静岡 静岡商工会議所	25
	福岡 久留米商工会議所	25
	沖縄 浦添商工会議所	25
14	福島 郡山商工会議所	24
15	香川 高松商工会議所	23

RANK	名称	件数
■税理士協同組合		
1	東京 東京税理士協同組合	2,178
2	大阪 大阪・奈良税理士協同組合	2,034
3	福岡 九州北部税理士協同組合	1,309
4	広島 中国税理士協同組合	697
5	愛知 名古屋税理士協同組合	676
6	熊本 南九州税理士協同組合	554
7	神奈川 東京地方税理士協同組合	429
8	京都 京都税理士協同組合	422
9	兵庫 神戸税理士協同組合	347
10	埼玉 埼玉県税理士協同組合	317
11	千葉 千葉県税理士協同組合	302
12	北海道 北海道税理士協同組合	280
13	茨城 茨城県税理士協同組合	235
14	愛知 東海税理士協同組合	211
15	兵庫 兵庫県西税理士協同組合	172

RANK	名称	件数
■その他		
1	東京 T K C企業共済会	10,922
2	東京 協同組合ディーディーケー	79
3	福井 福井合同福祉協同組合	65
4	大阪 ティグレ連合会	63
5	神奈川 一般社団法人 中川青色申告会	62
6	愛知 一般社団法人 富士青色申告会	13
7	神奈川 協同組合神奈川士建経営計算センター	12
8	神奈川 公益社団法人 市川青色申告会	10
9	愛知 愛知商工連盟協同組合	9
10	東京 東京士建経営センター協同組合	8

小規模企業共済 申込み受付時には、必ず「確認事項」のご説明をお願いします。

契約申込書には、「小規模企業共済制度 加入に際してのご確認」の記載があります。制度に関する重要な確認事項ですので、申込み受付時には必ずお客様にご説明いただき、内容をご確認いただいた上で、申込書に署名・捺印をいただいでください。

特に、以下の3項目については、お客様の加入のご判断に大きな影響がある事項ですので、詳しいご説明をお願いいたします。

また、(1)、(2)については、お客様が解約を申し出られた際にも必ずご説明をお願いします。

(1) 解約手当金が納付掛金を下回る場合について

自己都合による解約で、掛金の納付月数が240か月に達していない場合、解約手当金が納付掛金を下回ります。

(2) 納付掛金が掛け捨てとなる場合について

下記の条件に該当する場合は、納付掛金が掛け捨てとなります。

- ・ 共済事由（事業の廃止、会社の解散、契約者の死亡等）が生じたときに、掛金の納付期間が6か月に満たない場合。
- ・ 準共済事由の発生、自己都合による解約及び12か月以上の掛金滞納による解約の場合で、納付月数が12か月に満たない場合。

(3) 掛金を滞納した場合の取扱いと契約解除について

掛金が未納だった場合は、翌々月以降の偶数月に、その月の掛金と併せて未納分の掛金が引き落とされます。

12か月以上の掛金を滞納した場合は、共済契約は解除となり、解約手当金を請求していただくこととなります。

経営セーフティ共済 「掛金月額変更申込書(㊤210)」を受け付ける際にはご注意ください!

掛金月額変更申込書を取扱機関が受け付けた月から月額変更が有効となります。変更希望月が記入されていない申込書を受け付ける場合は必ず変更希望月を契約者に確認してください。昨今、契約者の希望する月とは異なる変更となってしまう、トラブルに至るケースが見受けられます。掛金増額については、変更希望月を受付日の当月又は翌月に指定することが可能ですが、掛金減額については受付日が変更月となるため、契約者の減額希望月に応じて受け付けることが重要となります。

住所変更に伴う『届出事項変更申出書』『契約変更届出書』のご提出をお願いします。

小規模企業共済

中小機構から共済契約者への郵送物は、登録いただいている住所に送付いたします。住所変更があった場合は、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

住所変更には、『届出事項変更申出書(様式㊤107)』の提出が必要です。

住所変更の申し出が、10月初旬までに中小機構に届きましたら、確定申告や年末調整の際に掛金納付の証明書としてご使用いただく『掛金払込証明書』(毎年11月送付)を、変更後の住所あてで発送することができますので、ご案内をお願いいたします。

【届出事項変更申出書の送付先】

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)につきましても、中小機構から契約者へ送付する各種通知物が「あて先不明」で返却される場合が多数あります。これらは掛金の納付状況や残高をお知らせする等の大切な書類ですので、住所変更があった

場合は、小規模企業共済と同様、住所変更の届け出をしていただくようご案内ください。届け出いただく場合、「契約変更届出書」(様式㊤:113)にてお手続きをお願いいたします。

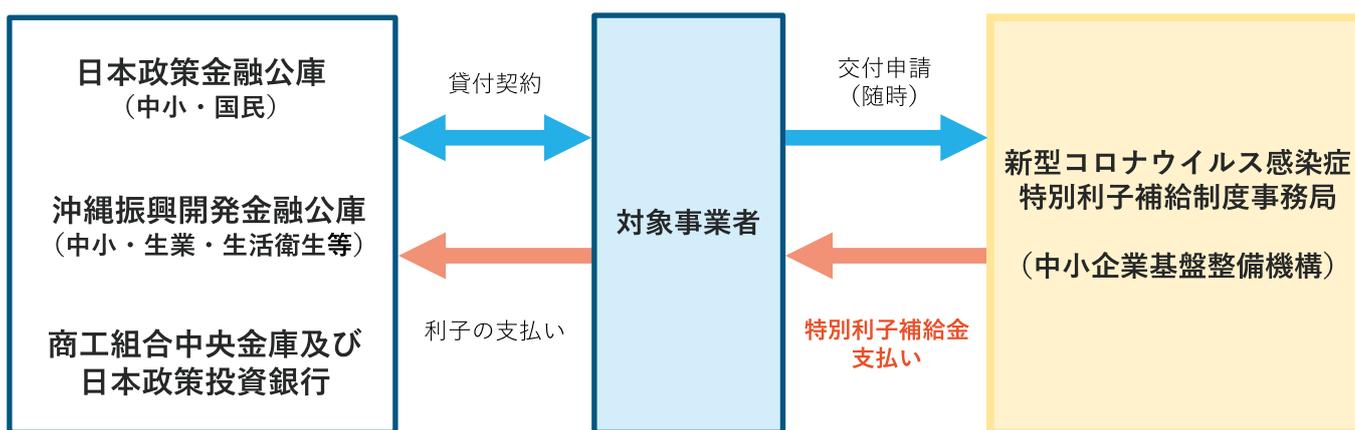
【契約変更届出書の送付先】

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課

新型コロナウイルス感染症 特別利子補給事業のご案内

中小企業基盤整備機構は、日本政策金融公庫（日本公庫）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等の皆様への一層の資金繰り支援として、一定の要件のもと利子額分を補填することにより、**実質的な無利子化**をいたします。

【事業スキーム図】



対 象 者	日本公庫等の新型コロナウイルス特別貸付等により借入を行った中小企業者等	
	① 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模事業者に限る)	要件なし
	② 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%以上
	③ 中小企業者 (上記①②を除く事業者)	売上高▲20%以上
補 給 対 象 上 限	日本公庫 (中小事業)	2億円
	(国民事業)	4,000万円
	沖縄公庫 (中小企業資金)	2億円
	(生業資金及び生活衛生資金等)	4,000万円
	商工中金及び日本政策投資銀行	2億円 (合算)
	※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額	
補 給 期 間	借入後当初3年間	

具体的な手続きについては、詳細が決まり次第、HP等でご案内いたします。

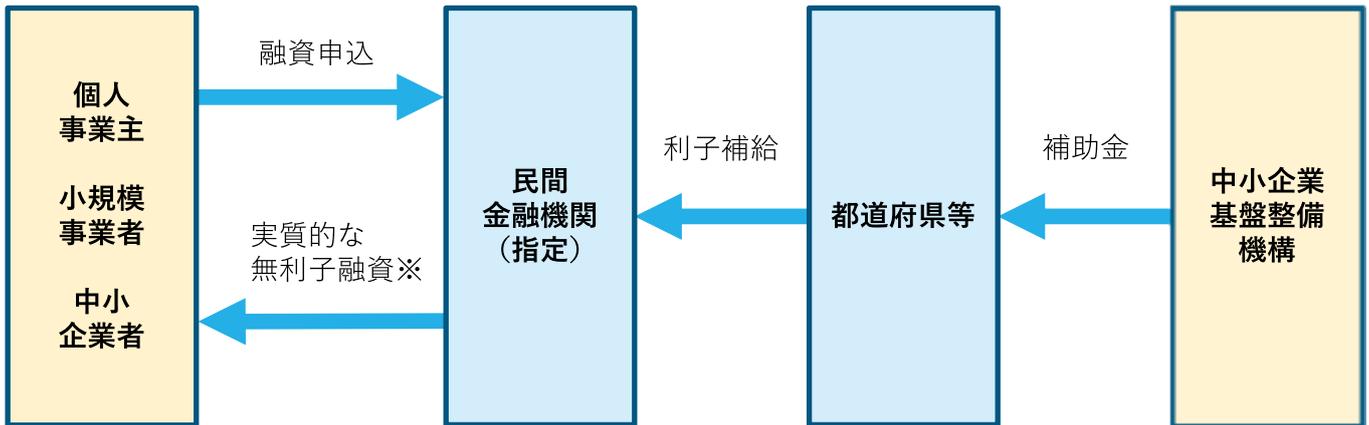
ご不明な点はお問合せください。

(独) 中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
☎ 0570-060515
受付時間：平日・土日祝日 9時～17時

都道府県制度融資への無利子化支援

中小企業基盤整備機構は、中小企業者等を対象として設立された都道府県等の制度融資に対して、利子相当分を助成することにより、実質的な無利子化とし、一層の資金繰りを支援いたします。

【事業スキーム図】



※実質的な無利子融資の方法としては、融資実行段階から無利子となる「リアルタイム方式」と、事業者が利子額を一旦支払った後に都道府県等から支払った利子額の支給を受ける「キャッシュバック方式」があります。各制度融資によって、この方式の取り扱いは異なりますので、詳細は各都道府県等の制度融資をご確認ください。

対 象 者	① 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模事業者に限る)	売上高 ▲ 5 % 以上
	② 小規模事業者 (①を除く)、中小企業者	売上高 ▲ 15 % 以上
融 資 上 限 額	4,000 万円	
担 保	無担保	
融 資 期 間	10 年以内 (据置期間 5 年以内を含む)	
無 利 子 期 間	当初 3 年間、4 年目以降は制度融資所定金利	

※別途、保証料を負担いただく必要があります。保証料についても補助がございます。

ご不明な点はお問合せください。

(独) 中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
☎ 0570-060515
受付時間：平日・土日祝日 9時～17時

「令和2年度 小規模企業共済制度の 「モデル(団体・代理店)及び経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)の 「加入推進(団体・代理店)」の申し込み期限延長」について

小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の普及及び加入促進の一環として、令和2年度におきましても、小規模企業共済制度の「モデル団体・代理店」及び経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の「加入推進団体・代理店」を実施しているところです。

「モデル団体・代理店」「加入推進団体・代理店」の申し込み期限は、令和2年7月31日（消印有効）としていますが、この度の、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮し、**令和2年9月30日（消印有効）**と変更いたしました。

特別手数料は年度内の取扱件数に応じて、通常の業務委託手数料とは別に、上乘せとなる手数料（特別手数料）をお支払いする仕組みとなっております。

なお、中小機構HPに特別手数料の詳細内容をご案内しておりますので、是非ご一読いただき、期限までにエントリーいただきますようお願いいたします。



おかげさまで 両共済制度 令和元年度 加入目標件数を達成しました

令和元年度 小規模企業共済制度の加入目標件数は、新規100,000件以上、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）の加入目標件数は26,000件以上としておりましたが、小規模企業共済制度104,004件、経営セーフティ共済53,552件と両共済制度ともに目標を大きく上回りました。関係機関のみなさまには年間を通してご尽力をいただき心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

また、令和元年度末 小規模企業共済制度の在籍人数は**約147万人**、経営セーフティ共済の在籍件数は**約51万件**となり両共済制度ともに年々増加の傾向にあります。

中小機構では、適切な制度運営を行い、関係機関のみなさまのご支援、ご協力のもと、両共済制度のより一層の普及に努めてまいりますので、令和2年度につきまして昨年度同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和元年度 地域(ブロック)別加入実績 (令和2年3月末日現在)

	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)				
	令和元年度 加入目標件数 (A)	4~3月 加入累計件数 (B)	目標達成率 B/A (%)	令和2年度 加入目標件数 (新規のみ)	令和元年度 加入目標件数 (C)	4~3月 加入累計件数 (D)	目標達成率 D/C (%)	令和2年度 加入目標件数
北海道	4,470	4,081	91.3%	4,510	1,030	1,846	179.2%	1,020
東北	7,810	4,755	60.9%	7,800	1,810	2,467	136.3%	1,730
関東	37,470	40,630	108.4%	37,500	10,040	22,343	222.5%	10,160
北陸	2,660	2,469	92.8%	2,660	730	1,361	186.4%	700
中部	9,100	9,734	107.0%	8,890	2,360	4,799	203.3%	2,370
近畿	16,430	17,140	104.3%	16,260	4,580	10,276	224.4%	4,560
中国	6,040	5,856	97.0%	6,040	1,650	3,210	194.5%	1,610
四国	3,750	2,717	72.5%	3,740	900	1,533	170.3%	900
九州	12,270	16,622	135.5%	12,600	2,900	5,717	197.1%	2,950
合計	100,000	104,004	104.0%	100,000	26,000	53,552	206.0%	26,000

編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

年4回発行

